

本邦古代黍作考

——栽培の由來——

鑄 方 貞 亮

一 は し が さ

アルフォンス・ド・カンドルによれば、⁽¹⁾

この禾本科植物の栽培は、歐洲の南部埃及及び亞細亞では前史時代に行はれてゐた。希臘人はケグクロス (Kegchos) の名の下に、羅馬人はミリウム (Milium) の名の下に、その植物に就いて語つてゐる。石器時代の瑞西の水辺杖工居人は黍を大いに利用してゐた。伊太利のヴァレゼ湖の湖上住居の遺跡に於てもまたそれは見出された。その他の場所ではこの古い時代の標本は見出されてゐないから、羅典語の著述家達によつて挙げられ、ゴール、パノニア並びにその他の國々の住民によつて食料とされてゐたパニカム (Panicum) 又はソルガム (Sorghum) が如何なるものであつたか、を知ることは不可能である。——訳者、加茂氏註によれば、植物學上では Panicum は黍、粟類を、そして Sorghum は蜀黍類を指す——

ウンゲル (Unger) は、古代埃及の植物種の中にパニカム・ミリアセウム (Panicum miliaceum) を数々

てゐる。然し彼はその積極的な証拠を有つてゐた様には見えない。なぜかと云ふと、彼はその記念物又は素描も又は墓穴の中で見出されたその種子をも挙げなかつたからである。メソポタミア、印度及び支那に於てその栽培が古いことの物質的証拠は存在してゐない。この最後の國に就いては、毎年盛大な儀式に於て皇帝達が蒔いた五穀の中の一つである黍 (Shu) が、親近種たるパニクム・ミリアセウムであるか或は蜀黍 (Sorgho) であるかを知るに就いては疑問が起る。然し黍 (Shu) といふ語の意味が変化しそして以前には恐らく蜀黍が播種された様に見える。

英印植物学者達は、現代のヒンヅー名並びにベンガル名であるチーナ (Chena) とテリンガ名であるヴォルガ (Worga) とが全く別のものであるとは云へ、ウーヌー (Unoo) 並びにヴリヒン・ヘダ (Vreehib-heda) といふ二つのサンスクリット名をこの種の名だとしてゐる。これらのサンスクリット名が眞正のものであるとすれば、それらは、印度でその栽培が古いことを指示してゐる。そのヘブライ名もベルベル名も知られてゐない。が然し埃及で使用されてゐるドクン (Dokhn) とそしてアラビアにはユスヂェチブ (Kosjaejib) のアラビア名がある。歐洲語に於けるその名には変化がある。希臘語と羅典語に於けるその二つの名の他に、露西亞語並びにポーランド語の内に保たれてゐるプロソ (Proso) といふ古スラヴ名とソラ (Sora) といふリトワニア名がある。そのケルト名が欠けてゐることは注目すべきである。この植物種は、特に東部歐洲で栽培されてゐた。そしてゴール人の支配の終り頃に西方へ傳播された様に見える。

リンネーは印度にそれが生育してゐると云つてゐる。そして大抵の斯道の著者達はこのことを繰り返してゐる。

る。が然し英印植物学者達は常にそれを栽培されてゐるものとして挙げてゐる。それは日本の植物帯にはない。支那の北部で、ドゥ・バンジュ (De Bunge) はそれがただ栽培されてゐるのを見た。そしてマキシモウィツチ (Maximowicz) は、ウスリー河附近の畑の傍や支那人の居住所近くの地域でそれを見た。レーデブル (Leдебур) によると、それはアルタイ、西伯利亚並に中央露西亞では殆んど自生であり且ユーカサスの南部及びタリシユ國では自生である。この後者の地域に就いては、彼はホーヘンナッケル (Hohenacker) を引用してゐる。が然し後者はそれが「殆んど自生である」、と云つてゐる。それがタルタリー人のパンを供給してゐるクリミア半島では、それがあちこちで殆んど自生してゐるのが見出されてゐる。このことは、佛蘭西の南部、伊太利及び墺國でも同様に生じてゐる。それは希臘では自生してゐない。そしてペルシヤ又はシリアでそれを見出した人はゐない。フォアスカル (Forsk.) 及びドリルは埃及でそれを挙げた。が然しアッシュェルソン (Ascherson) はこのことを認めてゐない。そしてフォアスカルはアラビアでそれを挙げてゐる。

この植物は、古代埃及以來、屢々栽培された結果、これらの地方で歸化したと云つても差支ない。然し乍ら、その自生的な性質はその他の場所では非常に疑はしいから、その原産地が埃及、アラビアであるといふことの確らしさは充分にある。

現在、黍の原産地については未だ明確なことは判らぬらしい。加茂儀一氏によれば、「黍が *Panicum miliaceum* であることは最近確定されてゐる。即ちヴァヴィロンによると黍 (*Panicum miliaceum*) と蜀黍 (*Panicum italicum*) の多様態の中心地は本質的には蒙古、滿洲、日本、支那の所謂東部、中央の亞西亞であつて、前者の植

物種は更に西方ではボハラ・トルキスタンに於て、後者はトルキスタン及びボハラを経てペルシヤ・アフガニスタンに於ては更に大きい形態の豊富さが示されてゐる。従つてこれらの地方に夫々の故郷を見るべきである。黍の野生形態は知られていない」とあるが、植物遺傳學的に植物の多様態の中心地が原産地であるとすれば、ド・カンドル説は覆へされることになる。たゞ、植物學者でない筆者は之等に対して何等植物學的批判を爲し得ない。尙、加茂氏の訳註⁽²⁾「黍とそして次に述べる粟とは、埃及、セム族の古代文化圏には欠けてゐる。その代りに此処では稗屬(*Panicum*)の中の *P. colonum* が木乃伊の腸の中から見出された。これは今日では埃及の雜草であつて、今日でも猶東印度で栽培されてゐる。 *P. frumentaceum* の祖型と看做されてゐる」を掲げておきた。

(1) 栽培植物の起源、栽培の初期の時代並びに傳播の主なる諸事實より見たる栽培植物種の研究、第五章種子のために栽培される諸植物、(加茂儀一氏訳)

(2) 右書、加茂儀一氏訳註。

蜀黍を *Panicum italicum* としてゐるのは誤植であらう。 *Panicum italicum* は粟である。

二 栽培の由來

日本書紀は、卷第一、四神出生の段、第十一の一書において、保食神の顛の上に粟、眼の中に稗、腹の中に稻、陰の中に麦、大豆および小豆が生じたことを、また、古事記はその上巻において、大氣津比賣神の二つの目に稻、二つの耳に粟、鼻に小豆、陰に麦、尻に大豆が生じたことを述べてゐる。右の神話に対する歴史的理解の仕方については從來、屢々述べた通りであるが、(例へば、本邦古代小豆考・社会経済史学・第十五卷・第二号)両者共に、黍に關

しては一言も費してはいない。

たゞ新井白石は、大著「東雅」、穀蔬第十三、粟アハ、黍キヒの條で「旧事紀に、粟黍は保食神の胸より生しと見え」と記してゐるが、先代旧事本紀（國史大系本）には次のように黍に関して記載を欠いている。⁽²⁾ 試みに拔萃すれば、

〔前略〕乃共逐降之時、乞食物於天御食都姬神矣、大御食都姬神、自鼻口尻取出種々味物而、種々樂具而奉進之時、素盞鳴尊立伺其態、爲穢而奉進、因殺其大御食都姬神、其所殺之神於身生物者、於頭生蠶、於二目生稻種、於二耳生粟、於鼻生小豆、於陰生麥、於尻生大豆、〔下略〕

とあるのであつて、古事記との異ひは、彼が大氣津姫、此が大御食都姫を五穀生成の母体としてゐる点だけである。従つて、白石が保食神（筆者註、保食神は日本書紀の場合である）。と記したこと、及び粟、黍が胸に生じたとしてゐることは、（古事記もまた旧事紀も粟は二つの耳に生じたと述べてゐる）白石自身の誤謬か、それとも、異本に拠つた結果であつたと見なければならぬ。（私はこのような異本を知らぬ）

筆者が知りたいことは、本邦の所謂農業神話に関するかぎり、そこに黍を見出し得ないといふ点である。

こゝでわれわれは、何故に「農業神話」といふものが發生したかを考へるべきであらう。

そもそも神話といふものは人間の「文化的所産」であるが、それが發生するためには、必ずそこに何等かの物質的基礎がなくてはならない。そして、端的に言へば、物質的基礎とは、經濟的根柢を意味する。經濟生活が不安定である場合、そこに「文化的所産」が發生することは極めて稀であると思ふ。例へば、これを歴史的に觀た場合、われわ

それは直ちにその理由を了解し得ると思ふのであるが、

特に、食生活が人々の生活の全部であつた古い時代に於いて、右の説は当て嵌まると考へる。人々の個体維持本能——食欲——は、彼等をして常に食糧獲得に専念せしめ、また、食糧豊富な場合には、他の本能——種族維持——に馳りたてられ、或は惰眠を貪るといふのが事実ではなかつたか。民族学的諸資料はこのような事実を推定せしめると思ふ。

さて、経済的余裕は、——たとひそれが短期間、そして不連続的なものであつたにせよ、——それが経続するとき、何等かの所謂文化的所産、或は精神的所産を生み出したと考へる。而して、それら所産の永い年月に亘る集積が、やがては一連の所謂原始文化といふものを構成するに至つたと見るのは筆者の誤りであらうか。

管見によれば、この間に、如何に断片的であつても、それらのものは傳承されつゝ——永い年月の経過の間に変化、変形されるのが一般であるが——生長するのである。絵画、彫刻、塑像を初め、トイテム・タブー等が出現する。

思ふに、神話が發生するのは、人々が自己を反省する余裕を有するに至つた時であろう。何となれば、自己の出自を、そしてまた、彼等の現実の生活を反省して初めてそれらの由來を知らうとする感情、思考が湧き出るからである。こゝに初めて、彼等の祖先を語る必要にせまられ、そしてまた、現実の生活に関する諸現象の説明を必要とするに至る。しかし、そこには説明し得ぬ多くの事柄があつたであらう。神の實在を信じていた彼等が、それら困難な説明を神の名によつて行つたことは、如何にも当然ではあるまいか。換言すれば、神話は彼等の歴史であつて、人々は

これによつて初めて森羅万象に対する満足な解答を有つたとも言へよう。

本論に返るが、それならば、何故に黍は、稻、粟、麦、大豆、小豆、稗（日本書紀のみ）と同様の取扱ひを受けなかつたのであらうか。前述のように、本邦の所謂農業神話の何処にも黍の記述は見出されない。この事実——黍の生成に関する記載は農業神話の中に含まれていない——は、次の推論を可能ならしめるであらう。

日本書紀あるひは古事記に見える「農業神話」發生の当時、まだ黍は人々の間に栽培されていなかったといふことである。若し、この神話發生の時期に、黍が人々によつて栽培されていたのであつたならば、ことさらに黍のみを除外すべくともなかつたと思ふ。

更に、賦役令の義倉に関する規定を觀れば、

凡一位以下、及百姓雜色人等、皆取戸粟以爲義倉、上上戸二石、上中戸一石六斗、上下戸一石二斗、中上戸一石、中中戸八斗、中下戸六斗、下上戸四斗、下中戸二斗、下下戸一斗、若稻二斗、大麥一斗五升、小麥二斗、大豆二斗、小豆一斗、各当粟一斗、皆與田租、同收畢

とあつて、こゝにもわれわれは黍に関する記載を見出すことは出来ない。元來、義倉の穀物は、粟を以て納入することを原則とした。にも拘らず、こゝに稻、大麥、小麥、大豆、小豆等の代納を規定したのは何故であつたであらうか。恐らく、粟のみを納入するように限定した場合、あまりにも未納多く、到底、義倉本來の機能を發揮し得なかつたからにちがひない。右の事情は、靈龜元年冬十月の詔によつても推察することが出来る。

國家隆泰、要在富民、富民之本、務從貨食、故男勤耕耘、女脩絀織、家有衣食之饑、人生肅恥之心、刑錯之化爰興

太平之風可致、凡厥吏民豈不勗、今諸國百姓未盡產術、唯趣水沢之種、不知陸田之利、或遭澇旱、更無余穀、秋稼若罷、多致饑饉、□此乃非唯百姓懈懶、固由國司不存教導、宜令百姓兼種麥禾、男夫一人二段、凡粟之爲物、支久不敗、於諸穀中、最是精好、宜以此狀通告天下、盡力耕種、莫失時候、自余雜穀、任力課之、若有百姓輸粟轉稻者聽之、右の主旨は陸田作物栽培の奨励にあるが、最後に稻の代納を認めている。代納の規定はこゝに初まると思ふが、養老令の規定によれば、稻の他大麦、小麦、大豆、小豆の代納を、前述のように一定の率を定めて認めている——、それは如何にも粟だけの收納では目的を果し得なかつたからに他ならない。

それにも拘らず、令に黍を除外しているのは何故であらうか。およそ、代替納入の穀物を定めるためには、それらの穀物が現実栽培されてゐることを、先づ第一の條件としなければならぬ。大麦、小麦、大豆、小豆等が掲げられた所以は、それらの穀物が、当時すでに粟と共に一般民衆の間に栽培されていたからであつて、若し、そうでなかつたならば、粟と稻との代替率を定めることだけで充分であつた筈である。こゝに管見は、當時に於いても、黍は一般庶民の間に殆ど栽培されていなかった、即ちたとひ栽培されていたとしても、前述の諸穀物に比して、栽培の数量が極めて少なかつた、それでこそ、令は黍に関する代替率を定めなかつたのであると考へる。

このように眺めるとき、われわれは黍の栽培に関する何等の手掛りを見出し得ない。

翻つて眼を万葉集に轉ずれば、われわれはそこに二つのキビに関する歌を發見する。一は作主未詳であり、他は丹生女王の歌である。

成棗 ナシナツメ 寸三 キミニハスツキ 粟嗣 アヲヒハナサケ 延田葛乃 ハフククズ

後毛將相跡 ノチモアハムト 葵花咲 アヲヒハナサケ (5)

右は作主不詳の歌であるが、干蔭の解によれば、

春海云、(筆者註・村田春海)梨の実のなるを始にて、それより棗実なり。さて黍を蒔き、其れに次ぎて粟を蒔くと云ふ意に言へるなり。この句は君に逢ひ継ぎと言ふ意を籠め、ハフ葛は後と言はん料に言ひ、葵は逢ふと言ふ料に言へるなるべしと言へり

とあるが、春海の説に従へば、この作者は現実に黍を栽培していたか、少くとも黍の栽培に関する知識を有つていたと見なければならぬ。しかし、この歌には次の附記がある。⁽⁶⁾

右歌一首傳云、有右兵衛(姓名未詳)、多能歌作之藝也、干時府家備設酒食、饗宴府官人等、於是饌食盛之皆用荷葉、諸人酒酣歌舞絡賦、乃誘兵衛云、聞其荷葉而作歌者、登時応声作斯歌也

右の引用によれば、この歌は右兵衛府に属する一人の兵衛——彼の姓名は詳かでない——が宴会の席上、所望されるまゝに食物を盛つた蓮の葉を見て、即座に作つた、いはゞ、即興詩とでもいふべきものであつた。而して、この兵衛某が黍についてある程度の知識を有していたであらうことは云ふまでもないが、この席に居合せた官人等も、この歌を諒解出来る程度の黍に関する知識をもつていたと見るのは、果して筆者の行き過ぎであらうか。多少なりとも黍の知識を有つていなければ、この即興詩を理會することは困難ではなからうか。特に、この歌が万葉集に採録される程のものであつたことを思ふとき、一層その感を深くする。

更に、兵衛の出自を檢することによつて、黍と關係のあつた人々を見きわめてみたい。

職員令、左兵衛府（右兵衛府准之）の條を繕⁽⁷⁾げば

督一人

佐一人

大尉一人、少尉一人

大志一人、少志一人

医師一人

番長四人、兵衛四百人、使部三十人、直丁二人、

とあり、兵衛の註に「選叙令に、叙舍人史生兵衛、並以八考爲限。また車防令に、内六位以下八位以上の嫡子の中等を兵衛とし、郡司子弟の弓馬に便なる者をも兵衛とする制有て、考選にも預れば、衛士には等しからぬ上品の者也」とあるように、兵衛採用の資格は略々定つていたのであつて、黍と關係ありそうな一般農民層の子弟等は、それに該当しそも無い。臆測することが許されるならば、郡司の子弟等は、黍栽培の實際を見ている可能性が強いから、そのような出自の兵衛によつて詠まれたと解することが出来るかと思ふ。

いづれにせよ、この歌が詠まれた頃以前に黍作の存在が知られていたことは、肯定すべきであらう。たゞその時代が問題となるが、兵衛府設置の時代から、万葉集編纂の時代まで、即ち、八世紀初めから八世紀中頃までの間に、この歌が作られたことは確かである。換言すれば、遅くともこの時代には、黍が栽培されていたと見て差支えないと思

他の歌は「丹生女王贈太宰帥大伴卿歌二首」の中の一首である。⁽⁸⁾

古^{イニシノヒトノヲ}人^ヲ乃^{サセ}令^ル食^セ有^キ 吉備能酒^{ノサケ}

病者^{ヤメバズベ}爲^{ナシ}便^シ無^ス 貫^ス簀^ス賜^ス奉^{ラム}

右の歌の「古備能酒」については古來二つの解釈がある。一は黍を原料として醸造した酒と解するものであり、他は吉備國の酒といふ意に解する。鹿持雅澄の解釈によれば、⁽⁸⁾

袖中抄に、万葉抄には、黍にても酒をつくるといへり、とあるこれなり、今も土佐國の山里にては、もはら黍にて酒をかめり、其性最醇^{イト}厚^{アツ}し、古も黍にて造りしならむ、(中略)古今著聞集に、伊豆國奥島にて、鬼に粟酒をのませしことも見えたり、古より粟黍の類にて、酒を造りしことしられたり、二には、吉備國にて醸る酒か、庭訓往來にも、備後酒見え、今世にも、備後三原酒とて名物とせり、

とあるが、橘千蔭の説によれば、⁽⁶⁾

(前略)キビノ酒は吉備の國より出だせる酒なるべし、或説、から國の陶淵明が傳を引きて、黍にて作れる酒を言ふなら人と言へど、吾國にて然る事も聞えず、とある。

太宰帥、大伴旅人は天平二年に京に喚びかへされて大納言を授けられ、また太宰府へ赴任しているが、この歌が天平二年の丹生女王作であるならば、⁽¹⁰⁾旅人が九州から帰洛の途次吉備國で當國の酒を土産に持ち帰つたと見ることが出

来るであらう。しかしこの見解を主張するこの爲には、吉備國が当時酒の醸造において秀でていた証拠が必要であるが、そうした資料は一つも発見し得ない。(近世は兎も角として)

勿論、当時から平安朝時代にかけて、能登驕、隱岐鯨、東鯨等のように、特に地名を附して産物を呼ぶ習慣があったことを想へば、吉備酒が、吉備國の所謂名産であつたと考へ得る可能性はあるわけである。

他方、吉備酒をもつて、黍を原料とした酒であつたとする解釈も亦成立すると思ふ。この歌の後段に「やめばすべなしぬきすたばなむ」とあるが、干蔭はこの句と歌の大意を次のように解している。⁽⁸⁾すなはち、

「貫簀は主殿式、三年一請貫簀一枚とあるにて、簀を編みて鹽の上にかけて、水の散らぬ用意にする物なるを、こゝは酒に酔病みて、嘔吐する料にせんと言ふなり、此歌は帥卿の許より、女王へ酒を贈られたるに答へて、戯れに詠める歌なり、酔ひて病めばすべなきに貫簀をも賜はらんと乞ふなり」と解するとき、強い黍酒を想像することは容易であらう。(前述のように雅澄は、今も土佐國の山里にては、もはら黍にて酒をかめり、性最醇厚し、といつてゐる。)

このように解釈すれば、当然、黍を栽培していた筈である。而して、「姓名未詳」の前の歌によつて、黍の栽培を肯定したわれわれはこゝに挙げた吉備酒が黍酒であつても差支えないと思ふ。

さて、それならば、黍は我が國原生のものを奈良朝時代に至つて初めてわれわれの祖先等が栽培したものであらうか。それとも外國から輸入して初めて栽培するに至つた穀物であらうか。

先づ、われわれは、古くから稻、粟等が栽培されていたにも拘らず、何故に黍が栽培されるに至らなかつたかに着目しなければならぬ。稻、粟等を食物とし、そして栽培していた人々が、若し、原生の黍を発見した場合、果してそれを雑草として放つて置いたであらうか。恐らく、稻、粟等と同様に食糧として栽培したと思ふのは筆者独りであらうか。このように考へただけでも、黍が本邦原産の植物であるとはいへないと思ふ。

また、延喜式（時代が下り過ぎるかも知れないが、本式が遡つて貞観、弘仁式の内容を含んでいることは、本式の序——藤原時平記——によつて明かであらうし、弘仁式が前代のしきたりに基準を置いていることを思ふ時、この式が決して延喜年間のみに関するものでないことが了解されよう）を瞥見するに、黍関係の記述は左記の通り極めて少ない。

大学寮⁽¹¹⁾

积奠十一座

大膳（上）⁽¹²⁾

积奠祭料

大膳（下）⁽¹³⁾

七寺盂蘭盆供養料

大炊寮⁽¹⁴⁾

积天料

正月最勝王經齋会料

七寺孟蘭盆米

内膳司⁽¹⁵⁾

諸節供御料

(七月七日)

供御月料

主水司⁽¹⁶⁾

踐祚大嘗会解齋七種御粥料

聖神寺七種御粥料

神祇(齋宮寮)⁽¹⁷⁾

正月三節料

供新嘗料

右の中、大炊寮までは全て大陸輸入の行事である。内膳司の諸節(正月三節、五月五日節、七月七日節、九月九日節)はこれ亦大陸輸入のものであるから、供御月料がそれにならつても不思議はあるまい。主水司の聖神寺七種御粥料に黍を用ゐたことは、それが大陸関係の式であると考へられる以上、別に怪むべきではないが、踐祚大嘗会齋七種御粥に黍を加へている点及び、齋宮寮の新嘗料に黍を用ゐている点は如何に観るべきであらうか。臆測することが許

容されるならば、それを大陸文化輸入に伴ふ一種の模倣と見たい。特に、四時祭における新管料に供する穀物として、稻及び粟のみを用ゐていたことを思ふとき、——儀式として、斎宮寮の新管よりも、四時祭の新管(18)の方が遙かにその由來が古いことは論を俟たないであらう——管見が必ずしも不当でないことが諒解されるであらう。

黍が本邦原生の植物では無く、従つて輸入の穀物であつたならば、それは何処から、そして、何時頃、輸入されたものであらうか。

南方から齎されたとする資料は文献的にもまた考古学的にも存在しない。五世紀中頃南部支那との交渉が可成り頻繁に行はれていたと思はれるが、黍の輸入を推定せしめるような資料は存在しない。

そこで眼を朝鮮半島から支那北部へ向けなければならぬが、朝鮮半島南部に於いては、黍作を行つたと考え得られるような資料は、これまた考古学的にも、文献的にも発見することは不可能であつた。⁽¹⁹⁾それならば、支那に於ては如何。試みに、古來、稱へられてゐる五穀、六穀或は九穀を見るに殆ど凡て黍を数へてゐる。⁽²⁰⁾こゝにおいて吾々は加藤繁博士の説に耳を傾けよう。⁽²¹⁾

偕て百畝の田にはどんな穀物が作られたかといふに主として黍粟等陸田作物であつたことは、先秦の諸書に屢黍稷の二者を穀物の最主要なものとして挙げたこと、堯舜時代の農官を后稷と呼んだという傳説のあること、穀物の神を稷と云ひ、土地の神と共に社稷として祀つたことなどを見ても首肯される。稷は今の高粱である。(稷の何であるかに就いて漢以來異論が多いが、今清の程瑤田の九穀考に従つて高粱と解した。以下穀名の解釈は総べて九穀考に拠る)尙任詩に就いて見るに小雅楚茨に楚楚者茨、言抽其棘、自昔我何爲、我執黍稷、我黍與與、我稷翼翼、

我倉既盈、我瘦維億

と云ひ甫田に

今適南畝、或耘或耔、黍稷薿薿、攸介攸止、烝我髦士

と云ひ周頌良耜に、

麥々良耜、俶載南畝、播厥百穀、実函斯活、或來胆女、載筐及筥、其饌維黍、其笠維糾、其縛斯趙、以擘荼蓼、

荼蓼朽止、黍稷茂止、穫之秬秠、積之粟粟、

と云ふなど、何れも黍稷の盛に種藏されたことを示して居る。又、大雅生民には

誕降嘉種、維秬維秠、維麩維芑、恒之秬秠、是種是畝、恒之麩芑、是任是負、以婦鬻祀、(毛傳曰、秬黑黍也、

秠一稔二米也、麩赤苗也、芑白苗也)朱子集傳曰、秬黑黍一稔二米者也、麩赤梁粟也、芑白梁粟也)

とあつて、秬秠は俱に黍の類、麩芑は粟の類である。即ち周人は此等の穀物を天の降した嘉種として尊重したのである。

右の引用によると、われわれは北シナにおける黍作が如何に盛であつたかを肯定せざるを得ないであらう。ところが問題は、本邦と北シナとの結び着きである。また、更に困難な問題は、黍を輸入或は船載したという記載を全く発見し得ないことである。そこで一応、拙稿の筆を擱くが、若し憶測することが評されるならば、先づ第一に遣隋使によつて示された北シナと本邦との交通路であるが、それは朝鮮半島南部西部を航海しつゝ渤海に入り、次いで陸路長安に到つたと解せられることである。このような交通路が六世紀末から七世紀初めにかけて既に開けていたとすれ

ば倭を船中の食糧として携えていても、そこに些かの不思議は感ぜられない。また、延喜式によれば、儀式的に倭を用うる場合、それが（儀式）大陸輸入のものであつたことは、該穀物が大陸輸入のそれであつたであらうことを想像させる。更に、文献的に、倭栽培の下限を八世紀初め乃至八世紀中頃に比定したことは、恰も右の二つの事情と背反しないのである。詳細は後考に俟ちたす。

たゞ右に述べたことは、あくまで一つの憶測であつて、充分な史料に基いていないことをお断りしておく。

(1) 東雅・卷之十三・穀蔬第十三

(2) 先代旧事紀・卷二・神祇本紀

この書は、多田義俊が「旧事紀僞撰考」を著して以來、「國造本紀」以外は後世の僞作であると一般に考へられている。花見朋己氏の説をとれば、(平凡社、大百科事典)「先代旧事紀といふを略して「旧事紀」といひ、刊本十卷五冊ある。「國史大系」第七卷に輯録せらる。卷首に蘇我馬子等が勅を奉じて修撰したといふ序文を載せ、「神皇系図」一卷(今欠けて傳はらず)、「神代本紀」「神祇本紀」「天神本紀」「地祇本紀」「天孫本紀」「皇孫本紀」「天皇本紀」「神皇本紀」「帝皇本紀」「國造本紀」の十卷がある。この馬子の序文がある上に文体も頗る古風を帯びてゐるから、推古天皇の朝に馬子が聖徳太子等と共に勅を奉じて撰修したといふ國史の一部が即ちこの書であらうといはれてゐたが、多田義俊(筆者註、一六九八—一七五〇、國学者、神道学者、攝津國大阪の人)は「旧事紀僞撰考」を著し、本書を以て後人の僞作となし、たゞ「國造本紀」のみは取るべきものであるといつてゐる。本居宜長は「古事記」と「書紀」とを取り合せて編輯したものであるといつてゐる。今日一般に「國造本紀」のみは抛りどころあつて編集したものと認められ、他は僞書と目せられてゐるが、栗田博士はその第五卷たる「天孫本紀」中、尾張連、物部連の世次を記したものは、いづれの書にもなく、また新たに作つた説とも思はれないので、何か抛るところあつて作つた書であらうとて、その考証を著はして「物部氏纂紀」「尾張氏纂紀」の二書とし

た。しかし大体「國造本紀」のみが信ずべきものであらうといふ説に一致してゐる。

(3) 三浦周行・瀧川政次郎兩博士共編「定本令集解釋義」

尚、関根正直博士、和田英松博士、田辺勝哉氏監修、「標注令義解校本」・卷四、賦役令第十には、

凡一位以下及百姓雜色人等、皆取戸粟以爲義倉、上上戸二石、上中戸一石六斗、上下戸一石二斗、中上戸一石、中中戸八斗中下戸六斗、下上戸四斗、下中戸二斗、下下戸一斗、若稻二束、大麥一斗五升、小麥二斗、大豆二斗、小豆一斗、各当粟一斗皆與田祖同時收畢

の註に、「二束、京本二斗に作る。今古本に従ふ。一束の稻を粟にして、一斗を得る故に、即下に当粟一斗とあるが、稻二束のこと也」とあるが、これは恐らく誤りであらう。義倉納入のための主たる穀物が粟(アハ)であり、こゝには粟を納入する代りに他の穀物を以てする場合の代替率を規定しているのであるから、粟はアハであつてモミでは無い。束稻を粃にするための註釋だとすれば全く見当違ひであつて、こんな不見識な文言を挿入するべくもない。

(4) 続日本紀・卷第七

(5) 橘千蔭「万葉集略解」(日本古典全集)第七。万葉集卷十六

(6) 土屋文明氏編「万葉集年表」

(7) 職員令第二(標注令義解校本卷二)

(8) 前掲「万葉集略解」万葉集卷四

(9) 万葉集古義・第八

(10) 前掲「万葉集年表」

(11) 延喜式・卷二十

(12) 同式・卷三十二

本邦古代黍作考

(13) 同式・卷三十三

(14) 同式・卷三十五

(15) 同式・卷三十九

(16) 同式・卷四十

(17) 同式・卷五

(18) 延喜式・神祇二・四時祭下

(19) 拙稿「古代に於ける南朝鮮の農耕」(社会経済史学・第八卷・第四号)

七世紀中葉、百濟滅亡最後の拠点であつた忠清南道、扶余、扶蘇山城の軍倉跡から検出された穀物は、稻、麦、粟、大豆、小豆、蕎麥であつた。この中にも黍は見出されない。また、文献的にみた場合、粟、麦、大豆、小豆、稻等を栽培していたことは確かに認め得られるが、黍に関するかぎり、そこに一箇の資料さへ発見することが出来なかつた。

(20) 松本洪氏「支那ニ於ケル義倉及社倉、四民生活、耕地制度、穀物ノ名称ノ研究」・四編、穀物名称ノ研究、(日本米穀協会、昭和十五年三月)によれば

……其ノ五穀ヲ言フヤ、呂氏春秋ノ月令ニハ、(筆者註、漢書、食貨志も同様である)

麻、麦、稷、黍、豆

ヲ挙グ、鄭玄ハ之ニヨ抛リテ周礼ノ疾醫ニ注シタリ。是ヨリ荀子、史記、漢書等ヲ註釋シタル者ハ多ク之ニ從ヘリ。然レドモ鄭玄ハ又周礼ノ職方氏ニ各地方ノ土質ニ適スル五穀ノ名称ヲ注シテ

稻、黍、稷、麦、菽

ヲ挙グ、孟子ノ趙岐ノ註、淮南子ノ高誘ノ註等之ニ從ヘル者モ亦少カラズ。而シテ管子ノ地員篇ニハ

黍、稷、菽、麦、稻

ヲ挙ゲ逸周書ニハ

麥、黍、稻、粟、菽

ヲ數ヘ、初學記ニ載セタル越ノ計然ノ說ニハ

麥、稻、菽、麻、禾

ヲ挙ゲタリ。其ノ六穀ヲ說クヤ、鄭玄ハ周禮ノ膳夫ノ下ニ注シテ

稌、黍、稷、粱、麥、苽

ト曰ヒ、小宗伯（周禮ノ春官ニ屬シ、國ノ神位ヲ建ツルヲ掌ル官）ニ注シテハ

黍、稷、稻、粱、麥、苽

ト曰ヘリ。稌ハ稻ト同物異名ナレバ、二者ハ全く相同ジ、苽ハ菰ノ実ナリト云フ、其ノ九穀ヲ官フヤ鄭衆ハ周禮ノ大宰ニ注シ

テ

黍、稷、秣、稻、麻、大豆、小豆、大麥、小麥

ヲ挙ゲタルモ、鄭玄ハ之ニ從ハズシテ

黍、稷、稻、粱、麻、麥、大豆、小豆、苽

ト改メタリ、蓋シ鄭玄ハ稷ト秣ト同種ト認メ、麥ノ大小ヲ黏ト不黏トノ相違ノミト爲シタル者ノ如シ、苽ヲ加ヘタルハ実ニ

鄭玄ニ始レリ、其ノ他酉陽雜俎ニハ九穀ヲ挙ゲテ

黍、稷、稻、粱、三豆、二麥

トナシ、麥ノ大小ヲ分チ、豆ヲ三種トナシタリ、農桑輯要（元ノ官撰）ニハ

黍、稷、稗、稻、麻、大麥、小麥、大豆、小豆

トナセリ

本邦古代黍作考

右の中、黍を数へていないのは、初学記所收、計然の説だけであるが、この説が最も古く、且つ、計然が越王、勾踐に仕へた人であつて、従つて越國（今の浙江省紹興縣の地）に居住していたことを思へば、彼が黍を除外した事情も想像出きるのではないか。彼は、稷さへもその中に数へなかつた。

(21) 加藤繁博士著「支那古田制の研究」

第二章、孟子其他の古書に見えた耕地及宅地の制度、第二節耕地、第一項周代に於ける耕地の分配

(追記) 本稿は、昭和二十四年度科学研究費による研究であつて、去る昭和二十五年五月、関西大学経済学会において発表したものに加筆したことを附記する。